

(人間学部)

平成18年4月、在学生の父母と教員・職員が連携し、教育・研究の健全な発展を支援することを目的とし、「人間学部後援会」が設置されました。主な事業計画として、父母と教員が学生の成績および学生生活全般について懇談する父母懇談会、後援会会報の発行をしております。卒業祝賀会、新入生歓迎行事(新入生セミナー)、ゼミナール活動、海外研修、キャリア教育、学生表彰等の各種経費援助を行っております。会費は、以上のような活動をさらに推進するための経費として、ご父母の皆様全員の納入をお願いいたします。

名城大学人間学部後援会会則 (抜粋)

- 第3条 本会は、次の会員をもって組織する。
1. 正会員 名城大学人間学部学生および大学院人間学研究生の父母等
 2. 賛助会員 名城大学人間学部教員・職員および本会の趣旨に賛同する者
- 第4条 本会は、会員相互の連絡を密にし、名城大学人間学部および大学院人間学研究科(以下大学という。)の発展に寄与するとともに、大学と協力して学生の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第17条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

人間学部後援会会費

- 学部生
 - 正会員の会費は4万円とし、入学時に納入する。
 - ただし、編入学・転学部者等の会費は年額10,000円に在学年数をかける。(例：2年生へ編入学者(年10,000円×在学年数3年間=30,000円))
- 大学院生
 - 正会員の会費は2万円とし、入学時に納入する。

(理工学部)

本会は、名城大学理工学部学生の全父母を正会員とし、又本会の趣旨に賛同するものを、賛助会員として組織しております。本会は、会員相互の連絡を密にして、名城大学理工学部の発展に寄与するとともに、大学に協力して学生の健全な育成をはかることを目的としています。又、この目的を達成するため後援会では、次のような事業を行っています。

1. 大学の発展に寄与するための企画助成に関する事業
 - 地区懇談会の開催、理工学部紹介のビデオ制作およびDVDの作成と貸出し、教育・研究に係る機器(含図書)等の援助
2. 福利・厚生に関する事業
 - フレッシュマンセミナー・家庭教育支援セミナーの開催、ご父母のための進路セミナー、新入生の歓迎会・スポーツ大会・卒業時のパーティーの経費・大学祭等への援助、3年生全員にTOEIC試験を実施、卒業記念品の贈呈、学生見舞金制度、学生活動特別支援制度等
3. 育英に関する事業
 - 給費生制度、学生奨励制度
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
 - 会報の発行、ウェブサイトの制作等

後援会費 90,000円(在籍期間中1回限り)

(農学部)

農学部後援会は、農学部および農学研究科の学生の全父母を会員とし、会員と教職員との連絡を密にして、農学部における教育・研究の充実発展に寄与することを目的に結成されております。

本会の主な支援事業として、父母懇談会を開催しております。父母懇談会では本学教職員が父母と膝を交えて懇談し、勉強状況の説明や就職相談など丁寧な対応をしております。

また、学生と教職員との親睦を深めるためのスポーツ大会、卒業祝賀会に係る経費負担、新入生歓迎会、実験機器の寄附、父母懇談会の資料発行などを行っております。

以上のような活動を推進するため、ご父母各位のご協力をお願いいたします。

名城大学農学部後援会会則 (抜粋)

第16条 会費として別表に定めるところにより、入会費を納めるものとする。

別表

学部生(4年間)	60,000円
大学院生(2年間)	20,000円

(薬学部)

名城薬学後援会は開学以来、薬学部学生の保護者またはこれにかわる者を正会員とし、薬学部専任教授・准教授・助教および講師を特別会員、本会の趣旨に賛同する者を賛助会員として組織しています。

本会は、常に、名城大学薬学部を全国薬学教育の最高水準に保つことを目標に、教育面および研究面において後援し、学部の発展に寄与することを心がけています。教育面における後援事業としては、入学時における新入生ミキサー、薬剤師国家試験対策に対する援助、医療実習に伴う援助、学外研修・施設見学等諸行事への援助、学生総合保障制度への加入、卒業祝賀会開催、学生会活動に対する援助等を積極的に行っています。

また、後援会主催による大学側と父母との懇談会(父母懇談会)を、夏季休暇期間中に開催し、会員相互の連絡を密にするるとともに、ご子女の学業成績等についても、大学側と一体となってその実績を挙げています。

以上のような活動を推進するため、ご父母各位の全面的なご協力をお願いいたします。

なお、会費は500,000円(1回のみ)を納入していただきますようお願いいたします。

名城薬学後援会会則 (抜粋)

(名称および位置)

第1条 本会は名城薬学後援会と称し、事務所を名城大学薬学部に置く。

(目的)

第2条 本会は名城大学薬学部における教育研究の充実発展と環境の整備および学生生活の向上のため、会員と教職員との相互協力を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 第12条に規定する名城大学薬学部学生の保護者またはこれにかわる者
2. 特別会員 第12条に規定する薬学部専任教員
3. 賛助会員 第12条に規定する本学に関係ある者

(会員の資格)

第12条 正会員たる資格は定められた会費を納入した名城大学薬学部学生の保護者またはこれにかわる者とする。納入した会費は返戻しない。会費の額は、理事会が定め、総会の承認を得ることを要する。特別会員は、薬学部の専任の教授、准教授、助教および講師とする。賛助会員は、本学に関係ある者で、本会の目的に賛成し、本会に相当額を寄附し、理事会が推薦した者とする。

(都市情報学部)

本会は、都市情報学部学生の父母等を正会員とし、また、本会の趣旨に賛同される方を賛助会員として組織しています。

父母と教員が学生の成績等について懇談し、また、大学の近況等をも報告しながら、意見交換を行う「懇談会」の開催をはじめ、学生の課外活動、学部紹介冊子「学部の窓」の発行や教育補充への支援など各種の事業を行っています。

(会が支援している主な行事：フレッシューズセミナー・新入生歓迎会・クラブ活動・大学祭・スポーツ大会・卒業祝賀会(記念品含む)など)

以上のような活動推進のために、ご子女の在学中の全会費(50,000円)として、全父母からの納入をお願いいたします。

名城大学都市情報学部後援会会則 (抜粋)

(目的)

第3条 本会は、本学部の教育、研究の充実並びに会員と本学部教職員との連携を密にすることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 本学部発展に寄与するための企画助成に関する事業
- 2 育英に関する事業
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員 本学部学生の父母等
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者